

**！おしえてー！**

**介護保険のしくみ**



介護保険に関するよくある質問に  
対してお答えします。

**Q お尋ねします・・・**

介護タクシーを利用して病院に行こう  
と思うのですが運賃も介護サービスの対  
象となりますか。

**A お答えします・・・**

移送にかかる運賃は、介護サービスの  
対象になりません。

対象となるのは、訪問介護サービスの  
うち、指定事業者のホームヘルパーなど  
の資格を持った運転手が、通院などの際  
の乗車や降車の介助、および乗車前や降  
車後の屋内外での移動の介助などのサー  
ビスです。

介護タクシーを利用する場合は、介護  
サービスの自己負担金とタクシー運賃の  
全額が必要となります。また、身体状況に  
よっては、介護タクシーの利用はできま  
せん。

☎福祉課 ☎820-5 6 0 5



**対** ①身体障害者手帳（1  
級・2級）の所持者②療育  
手帳（A・A）の所持者③



重度障害者（児）の社会  
活動を支援するため、平成  
20年度分の福祉タクシー利  
用券（620円券・24枚つづ  
り）を交付します。  
1回の利用助成金額は、  
従前の570円から620円へと変  
更になりました。

**福祉タクシー利用券の  
交付について**

精神障害者保健福祉手帳  
（1級）の所持者

**▽手続き方法**

身体障害者手帳、療育手  
帳または精神障害者保健福  
祉手帳と印鑑を福祉課にご  
持参ください。

※平成19年度分の利用券  
（黄色）は、4月1日以  
降は使用できませんので、  
福祉課にご返還ください。

☎福祉課 ☎820 1 5 6 0 5

**広報「くまの」の文字色及び一部表記の  
リニューアルを行いました**

これからも工夫を凝らして、読  
みやすい広報紙を目指してい  
きたいと思います。皆さんからのご  
意見等をお聞かせください。

☎総務課情報推進グループ  
☎820-5 6 0 1

**文字色 黒一色刷り  
表記**

と き	と ころ	内 容	対 象	定 員	料 金	申 込 み	問 合 せ 先	TEL	FAX
時	所	内	対	定	¥	申	問	HP	Fax

**学生の皆さん  
「学生納付特例制度」を  
ご利用ください**

学生は、一般的に収入が  
無かったり、少なかったり  
するため、在学期間中の国  
民年金保険料の納付を猶予  
し、社会人になってから納  
めることができる「学生納  
付特例制度」があります。  
20歳で国民年金に加入し  
た学生、申請を忘れていた  
学生、社会人から学生にな  
った人でまだ申請されてい  
ない人は、お早めに申請し  
てください。

**▽申請に必要なもの**

年金手帳、学生証（コピ  
ー可）または在学証明書、  
印かん（みとめ印）。  
社会人から学生になった  
人については、雇用保険受  
給資格者証等（コピー可）  
も必要となります。  
※審査には相当の日数を必  
要とします。結果がご自  
宅に届く前に、保険料納  
付案内書の送付や保険料

の督促等がある場合があ  
ることをご理解ください。

☎広島南社会保険事務所  
☎253 1 7 7 1 0、住民課保  
険年金グループ ☎820 1 5 6  
0 4

**国民年金保険料の  
クレジットカード納付**

国民年金保険料が、従来  
の方法に加え、2月からク  
レジットカードで納めるこ  
とが可能となりました。  
事前に申込用紙を提出し、  
将来の保険料を定期的にク  
レジット会社が立替払いし、  
クレジット会社からカード  
会員に請求する仕組みです。

**▽対象となる保険料**

「定額保険料」及び「付  
加保険料込みの定額保険  
料」（保険料の一部納付を  
している場合は、利用でき  
ません。）

**▽支払い方法**

クレジットカード支払い

は、口座振替引が適用さ  
れません。カード会社への  
支払回数は、1回払いとな  
り、分割払いやリボ払い等  
は利用できません。  
①毎月納付  
毎月末日に当月分の保険  
料を立替納付

**②1年前納**

4月～翌年3月分までの  
保険料をまとめて4月末日  
に立替納付（保険料は現金  
で1年前納する場合と同様）

**③半年前納**

4月～9月分までの保険  
料を4月末日、10月～翌年  
3月分までの保険料を10月  
末日にそれぞれまとめて立  
替納付（保険料は現金で半  
年前納する場合と同様）

利用できるクレジットカ  
ード業者等詳細については  
お問い合わせください。

☎広島南社会保険事務所  
☎253 1 7 7 1 0、住民課保  
険年金グループ ☎820 1 5 6  
0 4

**地域づくりリーダー  
育成研修参加者募集**

自分たちの町は、  
自分たちで考え、  
つくっていきこう

町民主体のまちづくり  
を推進していく上で、  
「ワークシヨップ」とい  
うグループでの合意形成  
の方法を学ぶことにより、  
地域住民によるまちづく  
りを、協働して進めてい  
くきっかけづくりとして、  
熊野町、海田町、坂町と  
共同で研修会を4回シリ  
ーズで開催します。

時 5月24日(土)、6月21日  
(土)、7月12日(土)、26日(土)  
午前9時～午後4時

定 15人

※原則として4回とも出  
席できる人

▽申込締切：5月9日(金)  
☎地域振興課地域振興グ  
ループ ☎820 1 5 6 0 2

**子育て支援センター  
エンゼル通信**



～すこやかな育ちを応援しています～  
子育ての仲間が集い、一緒に遊び、学びあうことで、心にゆとりをも  
って子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育  
て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひ足を運んでみてください。

**お気軽にご利用、ご参加ください**

※毎月の行事予定表はセンター・各公民館・図書館に置いてあります。

**●おひさまルーム**

毎週月～金曜日（木曜日を除く）9：30～11：30  
親子で楽しめる遊びの場を提供しています。

**●各年齢別による遊びの日**

- \*ふわふわベビー（0歳～1歳5ヵ月）
- \*とことこエンゼル（1歳6ヵ月～2歳5ヵ月）
- \*わくわくキッズ（2歳6ヵ月以上）



**●パステルルーム**

東公民館、中央ふれあい館での出張子育て支援センターです。お  
近くの方はもちろん、地域外の方もお気軽にご利用ください。

**●ファミリーサポートセンター**

子育てと家事と仕事。大変なあなたをサポートします。

**●ブックスタート事業 あかちゃん広場**

毎月1回5ヵ月のあかちゃんが対象の事業です。この時期ならで  
はの大切な親子の関わり方を、絵本の読み聞かせ・心の発達のお

話・ふれあい遊びなどを通してお伝えしています。  
（※対象の親子には個別に通知します。）

- 講演会・育児懇談会 ●多世代交流事業
- 育児サークル活動 ●チャイルドシートの貸出 など

**ひとりで悩んでいませんか？**

子育てに関する相談をお受けしています。話すだけで  
も気持ちが楽になることもあります。お気軽にどうぞ。

**●子育て相談日(要予約)**

第1・4木曜日、月～金曜日13：00～17：00

**●訪問相談(要予約) ●電話相談(随時受付)**

**子育て支援センター・ファミリーサポートセンター**  
（西部地域健康センター内）  
☎820-5502 ☎820-5504  
開設日時（※年末年始、お盆、祝日除）：  
月～金曜日 9:30～17:00  
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉